

平成 30 年 10 月 5 日
農業資材審議会農薬分科会決定
令和 7 年 7 月 25 日一部改正
令和 8 年 5 月 14 日一部改正

優先審査基準

- 1 「農薬取締法の一部を改正する法律」（平成 30 年法律第 53 号）による改正後の農薬取締法（昭和 23 年法律第 82 号。以下「法」という。）第 3 条第 6 項及び法第 7 条第 4 項で定める「病虫害の防除若しくは農作物等の生理機能の増進若しくは抑制において特に必要性が高いもの」とは、以下のいずれかを満たすものとする。
 - 防除又は農作物等の生理機能の増進若しくは抑制に係る有効な手段がないため（例えば、既登録農薬数が 0～1）、都道府県より早期に登録するよう要望が提出されており、これらの現場ニーズが高いこと
 - 新規の作用機作を持つこと
 - 環境負荷低減に必要な技術の地域への普及を図る上で、特に必要なものとして、都道府県より早期に登録するよう要望が提出されていること
- 2 法第 3 条第 6 項及び法第 7 条第 4 項で定める「適用病虫害の範囲及び使用方法が類似する他の農薬と比較して特に安全性が高いもの」とは、以下を指すものとする。
 - 適用病虫害の範囲及び使用方法が類似する既登録の農薬と比較して、人畜や生活環境動植物への毒性が十分低いこと（例えば、無毒性量（NOAEL）が 10 倍大きい）